

仙台市私立保育施設等インターンシップ支援事業実施要綱

(令和5年11月1日こども若者局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立保育施設で働く保育士を確保することを目的として、若手保育士が離職する大きな原因と言われるリアリティショック（就職前の理想と現実とのギャップに打ちのめされること）解消の為に、私立保育施設等が取り組むインターンシップを支援する事業を実施することとし、そのために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 実習Ⅰ及びⅡを履修した保育士養成校の学生が、私立認可保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（以下「保育施設等」という。）で業務体験又は研修、若しくはその両方を行うことをいう。
- (2) 参加園 本要綱に定める事業としてインターンシップを実施する保育施設等をいう。
- (3) インターン 本事業により参加園が行うインターンシップに参加する保育士養成校の学生をいう。
- (4) 参加養成校 インターンが所属する保育士養成校をいう。
- (5) インターン募集情報 参加園がインターンを募集するにあたり学生に提示する情報をいう。

(参加園が遵守すべき事項)

第3条 参加園は、本要綱に基づくインターンシップを実施するにあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業の趣旨に則り、適切なインターンシップの提供に努めること。
 - (2) 予め契約を結ぶ等の手法により、インターンの参加園内での位置付けを明確化すること。
 - (3) インターンシップ実施中にインターンが受傷した場合等に備え、保険加入すること。
 - (4) インターンシップ実施中にインターンが園児又は保護者に損害を与えた場合の補償に備え、保険加入すること。
 - (5) インターンシップの内容に園児への食事介助及び給食の調理等、食品を衛生的に扱う必要がある作業が含まれる場合、インターンに予め腸内細菌検査を受けさせること。
- 2 参加園は、インターンシップの実施状況を運営支援課に報告しなければならない。
- 3 参加園は、事業実施後に運営支援課が行う効果測定に対し、協力するものとする。

(参加養成校が遵守すべき事項)

第4条 参加養成校は、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業の趣旨に鑑み、参加園及びインターンからの相談等に適切に対応するとともに、必要に応じて指導を行うこと。
- (2) 運営支援課、参加園及びインターン間の連絡が円滑に行われるように支援すること。
- (3) 事業実施後に運営支援課が行う効果測定に対し、必要な範囲で協力すること。

(インターンが遵守すべき事項)

第5条 インターンは、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業の趣旨に鑑み、誠実にインターンシップに取り組むこと。
 - (2) インターンシップの実施にあたっては、参加園の指導に従うこと。
 - (3) 事業実施後に運営支援課が行う効果測定に協力すること。
- 2 インターンは、インターンシップで知り得た個人情報及び法人情報について、外部に漏洩してはならない。インターンが終了した後も同様とする。

(参加園の選定)

第6条 参加園は、運営支援課長が行う募集により選定する。

- 2 運営支援課長は、前項に定める募集に際し、事業の目的を達成するため所要の条件を付すことができる。

(参加園選定会議)

第7条 前条第1号に規定する選定のため、参加園選定会議を置く。

- 2 参加園選定会議の長は、幼稚園・保育部長とする。

(参加養成校の決定)

第8条 参加養成校は、運営支援課長が行う募集により決定する。

- 2 運営支援課長は、前項に定める募集に際し、事業の目的を達成するため所要の条件を付すことができる。

(インターンの募集及び決定)

第9条 インターンの募集及び決定は、参加園が行う。

- 2 本事業によって参加園が同時に受け入れるインターンの数は、ひとつの園あたり2名を上限とする。
- 3 運営支援課は、学生のインターンシップへの積極的な参加に資するため、参加園からのインターン募集情報を取りまとめ、参加養成校に提供する。

(実績報告)

第10条 本要綱第3条第2項に定める実績報告は、月例報告、期末報告及び臨時報告の3種により行う。

- 2 月例報告は、参加園がインターンシップを提供する期間の毎月末日に、書面により行う。
- 3 期末報告は、参加園がインターンシップを提供する期間の末日に、書面により行う。
- 4 臨時報告は、市長が必要と認めた際に、必要と認めた方式で行う。
- 5 第3項の期末報告は、第2項の月例報告を兼ねる。

(実施会議)

第11条 運営支援課長は、必要と認める時に参加養成校及び参加園の担当者による会議（以下「実施会議」という。）を開催する。

- 2 実施会議では、参加園におけるインターンシップの実施状況や参加養成校内での学生の反応等を参加者で共有するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、幼稚園・保育部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から実施する。